

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表研究職給料表の項中「橿原考古学研究所、万葉文化館」を「万葉文化館、橿原考古学研究所」に、「森林技術センター、景観・環境総合センター」を「景観・環境総合センター、森林技術センター」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。